

## 4 「規制改革集中受付月間」の推進

### 1 規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応

昨年6月の「規制改革集中受付月間」において受け付けた規制改革要望のうち、全国規模で実施すべき規制改革事項及びその対応方針については、同年9月に閣議への報告（平成15年9月19日報告（閣議））が行われたが、当該対応方針に沿って、この措置内容及びこれに加え（閣議への報告の対象とはならなかったが）全国規模での実施を「検討」等すべき事項を中心に、検討・フォローアップを行った。その結果を踏まえ、各府省等は、同月間で受け付けた規制改革要望について、「重点計画事項」の末尾の別表3及び別表4のとおり実施する。

また、昨年11月の「規制改革集中受付月間」において受け付けた規制改革要望のうち、検討の結果、全国規模で実施すべきとされた規制改革事項（平成16年2月27日報告（閣議））及び全国規模での実施を「検討」等すべきとされた事項について、各府省等は、「重点計画事項」の末尾の別表6及び別表7のとおり実施する。

### 2 「規制改革集中受付月間」の定着化

規制改革は、民間のビジネスチャンスを拡大し経済を活性化するとともに、消費者・生活者が安価で質の高い多様な財・サービスを受けられることを一層可能とするものであることは言うまでもない。しかしながら、規制改革は、それ自体で万能薬となるものではなく、改革を通じより一層自由になった環境の中で、国民や事業者が、思う存分、主体的に活動や事業を展開してそこで初めて意味を持つものである。だからこそ、規制改革の検討に当たっては、これを活用する主体である国民や経済界の声に広く耳を傾け、これを汲み上げて、細かく丁寧に対応していくという姿勢やそれに基づく取組が、常に間断なく求められるとともに、日々変動する経済社会状況の変化に見合うスピード感を持って対応することが今後一層必要とされており、その重要性はますます高まっている。

したがって、政府は、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、来年度以降もこのような「規制改革要望集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。加えて、常に検証・評価（自己評価は無論のこと、外部評価も踏まえた上で）を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。【平成15年度中に措置、以降逐次実施】

（参考 「規制改革集中受付月間」において実施したプロセス）

「規制改革集中受付月間」の設定による規制改革要望の集中公募

6月及び11月の各1か月間を「規制改革集中受付月間」とし、構造改革特区推進

室との連携の下、地方公共団体、民間、個人を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望(特区特例事項の全国展開要望を含む。)と構造改革特区提案を同時に、集中的に公募した。

#### < 公募状況 >

	全国規模での規制改革要望	構造改革特区提案(第3次、第4次)
6月	110の要望主体から、417項目の要望	188の提案主体から、280件の特区提案
11月	147の要望主体から、947項目の要望	223の提案主体から、338件の特区提案

なお、6月及び11月の2度にわたり「規制改革集中受付月間」を設けた趣旨は、広く一般の要望者の要望機会を広く担保することに加え、経済・社会情勢の変化の中で新たに産み出される規制改革要望をより早く把握・収集し、より早く、その可否を含めた対応の明確化を図ることが、経済・社会の活性化、国民本位のシステムをより円滑に形成していくことに資するとともに、時代の要請に見合うスピード感を幾許かは充足することになるであろうとの認識に基づくものである。

また、構造改革特区推進室と連携を図る趣旨は、単に公募の共同実施にとどまるものではなく、双方が公募から調整の一連の過程において密接に連携することにより、「特区」か「全国」かの二者択一を各府省に求めることが可能となり、ひいては「可能な限り多くの規制改革を可能な限り速やかに実現する」ことに資するとの認識に基づくものである。

#### 手続公開の下での各府省との調整

各要望事項の関係府省との調整に際し、その状況を総合規制改革会議ホームページに掲載し、掲載情報を随時更新することで透明性を担保し、要望者にとって論点を把握しやすく、調整過程においても自らの見解を表明することが可能な調整活動とした。

#### 総合規制改革会議の有する機能の活用

さらに、各府省との調整経過を踏まえ、必要な事項については、総合規制改革会議の各ワーキンググループを集中的に開催し、精力的な審議を行った。

#### 公募から調整完了に至るサイクルの短縮

要望事項の成否をより早く要望者にフィードバックすることを含め、時代の要請

に見合うスピード感のある対応を図るとの趣旨から、前述 から の過程を概ね4か月で行い、「結果」に至るまでのサイクルを短縮した。

< 検討結果 >

	全国規模での規制改革要望	構造改革特区提案（第3次、第4次）
6月	全国規模で実施すべき規制改革事項として、67項目(*1)の実施を決定。 （平成15年9月19日報告（閣議））	特区における規制の特例事項として19項目、全国規模で実施すべき規制改革事項として29項目(*1)の実施を決定。 （平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定）
11月	全国規模で実施すべき規制改革事項として、93項目(*2)の実施を決定。 （平成16年2月27日報告（閣議））	特区における規制の特例事項として18項目、全国規模で実施すべき規制改革事項として32項目(*2)の実施を決定。 （平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定）

(\*1)うち3項目は、双方に重複する項目。

(\*2)うち5項目は、双方に重複する項目。